

～令和4年度「林業技能作業士育成研修」募集案内～

1. 研 修 概 要 林業新作業システムに対応し得る基幹となる林業技能作業士の育成を目的とした研修。計60.5日間（予定）の研修を5年間の間に全て受講し修了する。
2. 研 修 期 間 令和4年4月～令和5年2月（予定）
3. 実 施 場 所 和歌山県農林大学校林業研修部（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）及び近隣の実習地
4. 募 集 期 間 令和4年3月31日（木）まで
5. 書 類 提 出 先 事業主の事務所等の所在地を所管する振興局林務課 林業労働担当
※必要書類等について説明いたしますので、まずは早めに電話にてお問い合わせ下さい。

- ・海草振興局林務課 TEL073-441-3366
- ・那賀振興局林務課 TEL0736-61-0015
- ・伊都振興局林務課 TEL0736-33-4910
- ・有田振興局林務課 TEL0737-64-1263
- ・日高振興局林務課 TEL0738-24-2912
- ・西牟婁振興局林務課 TEL0739-26-7911
- ・東牟婁振興局林務課 TEL0735-21-9612

6. 対 象 者 ①以下の条件に該当する事業体の事業主若しくは事業体に雇用されている者

林業労働力の確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する者（素材生産業を営む者については、和歌山県木材業者等の登録に関する条例第3条に規定する登録を受ける者とする。）であって和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事務所を有するもの及び林業を経営する個人であって県内に住所を有するものをいう。

②事業主にあつては、次のとおり。

- (1) 研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者
- ③雇用されている林業労働者にあつては、次のいずれか。
 - (1) 雇用契約において期間の定めがない者であつて、本事業の研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者

- (2) 4か月以上の雇用期間が定められている者（季節労働を除く。）のうち、本事業の研修終了までの就業を予定し、かつ、研修終了後、5年以上林業に就業できる年齢である者

7. 経 費 受講料は無料

8. 内 容 研修においては以下のような講習を行います。これら全ての講習を5年間の間に受講し、修了していただきます。

- ・ 林業基礎知識（0.5日）
- ・ 普通救命講習（0.5日）
- ・ 作業道測量講習（5日）
- ・ 主伐技術講習（3日）
- ・ 高性能林業機械オペレーター養成講習（5日）
- ・ 作業道作設講習（4日）
- ・ 大型林業機械管理・整備講習（4日）

【以下は資格取得を伴う講習】

- ・ フォークリフト運転技能講習（6日）
- ・ 玉掛け技能講習（3日）
- ・ 車両系建設機械（整地等）運転技能講習（6日）
- ・ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（1日）
- ・ 不整地運搬車運転技能講習（2日）
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習（3日）
- ・ クレーン取扱い業務等特別教育（2日）
- ・ 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育（2日）
- ・ 高性能林業機械等特別教育（3.5日）
- ・ 器具機械整備講習（3日）
- ・ 伐木・造材基礎講習（2日）
- ・ 溶接技術講習（3日）
- ・ 刈払機取扱い基礎講習（1日）
- ・ 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育（1日）

※日数は予定です。

9. 注 意 点 令和4年度県予算の県議会での審議内容によっては、研修内容を変更することがあります。

10. 担 当 者 和歌山県農林大学校林業研修部 担当：濱田 TEL0739-47-4141
(西牟婁郡上富田町生馬1504-1)